平成２１年（フ）第４３１号
茨城県常陸太田市寿町600番地の38、旧住所茨城県那珂市額田南郷1027番地１
債務者　黒澤里代子（旧姓小松崎）
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４４５号
水戸市笠原町1097番地の４　サンビレッジ笠原Ｄ棟101号
債務者　樋口みどり
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４４７号
茨城県ひたちなか市大字市毛384番地石川コーポ207号、旧住所茨城県常陸太田市木崎二町857番地の10
債務者　鹿志村正芳
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４４８号
茨城県常陸太田市天下野町34番地の２
債務者　片岡　仁志
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４５２号
茨城県ひたちなか市青葉町18番７号大山住宅Ｂ－２
債務者　立原ゆり子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４５４号
茨城県水戸市酒門町4316番地の22
債務者　片股　理絵（旧姓竹村）
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４５９号
茨城県那珂市平野1800番地390
債務者　秀島　正美
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４８０号
茨城県東茨城郡城里町大字上古内1401番地
債務者　原　　勝男
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３１２号
群馬県富岡市内匠255番地１　ファミリエＩ203号
債務者　高橋　隆亮
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第９２４号
さいたま市北区日進町２丁目1779番地４　サンハイム201
債務者　小原　邦明
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０１３号
埼玉県上尾市上町１丁目10番６号　朝日ハイツ203
債務者　印東　夏美
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５８号
さいたま市緑区大字大間木150番地１
債務者　鹿島　佳子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３１２号
埼玉県春日部市備後東１丁目３番16―607号
債務者　三木　政和
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３６２号
埼玉県越谷市北越谷３丁目８番24号　越谷寮
債務者　三浦　春男
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３７１号
埼玉県草加市旭町５丁目11番６―405号
債務者　小野原剛慈
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３９８号
埼玉県越谷市蒲生寿町６番86号　ドルチェ蒲生206
債務者　竹内久美子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２７２号
埼玉県熊谷市肥塚940番地　熊谷肥塚団地４―103号
債務者　菊池　勝則
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部